

上野原市告示第23号

上野原市空家等除却費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

上野原市長 村上 信行

上野原市空家等除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、上野原市空家等対策の推進に関する条例（平成30年上野原市条例第26号）第3条第2項の規定に基づき、周辺の防災、衛生、景観等に悪影響を及ぼす可能性のある市内の空家等の除却を推進し、地域住民の生活環境を保護するため、空家等を除却する者に対して補助金を交付するものとし、その交付に関して、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 除却 空家等の解体、撤去及び処分を行う工事をいう。
- (3) 市内施工業者 市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものと

する。

- (1) 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の評点の合計が100点以上であるもの
- (2) 市内に存する個人が所有する住宅（店舗併用住宅を含む。）
- (3) 所有権以外の権利が登記されていないもの（当該権利の権利者が補助対象空家等の除却について同意している場合を除く。）
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- (5) 空家法第2条第2項の規定による特定空家等でないもの
- (6) 店舗併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であり、住宅部分以外の部分が店舗又は事務所として利用されていないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市税等の滞納がない個人で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又は納税義務者等（共有の場合は、所有者全員の同意があるもの）
- (2) 補助対象空家等が共有である場合又は所有権以外の権利の設定がある場合において、当該共有者又はその他権利を有する者から補助対象空家等の除却について同意を得ている者
- (3) 借地に所在する補助対象空家等にあつては、当該借地の所有者又はその相続人から除却についての同意を得ている者
- (4) 上野原市暴力団排除条例（平成24年上野原市条例第7号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家等の除却に係るものであつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた市内施工業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法

律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた市内施工業者が施工するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却は、補助対象としない。

- (1) 補助金の交付が決定する前に着手した除却
- (2) 他の制度による補助金等の交付を受けようとする除却
- (3) 補助対象空家等の一部のみを対象とする除却
- (4) 家財道具、機械及び車両等動産の除却
- (5) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却
- (6) その他市長が補助の対象にしないと認める除却
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度として交付する。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき1回に限るものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却着手前に上野原市空家等除却費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 補助対象工事に係る見積書の写し（補助対象とならない除却等を含む場合は、その区分が明確なもの）
- (4) 補助対象空家等に係る登記事項証明書（未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は評価証明書）
- (5) 補助対象空家等が所在する土地の登記事項証明書
- (6) 次の場合は、申請者以外の該当者全員の空家等除却に係る同意書（様式第2号）又はそれに代わるもの
ア 相続人が2人以上である場合

- イ 土地の所有者又はその相続人が申請人と異なる場合
- ウ 登記事項証明書にその他権利の設定がある場合
- エ 登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合
- オ 借地に所在する補助対象空家等の場合

(7) その他市長が必要と認める書類等

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上野原市空家等除却費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更等)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ上野原市空家等除却費補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工内容の変更

(2) 補助対象工事に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、相当と認めたときは、上野原市空家等除却費補助金事業計画変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難な場合は、速やかに上野原市空家等除却費補助金事業計画遅滞等報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第7号）により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、補助対象工事の中止又は廃止をしようとする場合は、上野原市空家等除却費補助金事業計画中止（廃止）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、上野原市空家等除却費補助金事業完了実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1） 領収書の写し

（2） 補助対象工事状況写真（着手前、施工中及び完了時が確認できるもの）

（3） その他市長が必要と認める書類等

2 前項の実績報告書は、補助対象工事の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、上野原市空家等除却費補助金交付額確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の上野原市空家等除却費補助金交付額確定通知書を受けたときは、速やかに上野原市空家等除却費補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

。

（2） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第16条 申請者は、補助対象工事に係る帳簿及び証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

上野原市長 宛

申請者
住 所
氏 名
電話番号

上野原市空家等除却費補助金交付申請書

上野原市空家等除却費補助金の交付を受けたいので、上野原市空家等除却費補助金交付要綱第7条の規定により、次の必要書類を添えて申請します。

なお、上野原市空家等除却費補助金交付要綱第4条に定める補助対象者であること、及び第5条に定める補助対象工事であることを確認するために、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳、建築確認申請等及び市税等の納付状況について照合を行うことに同意します。

また、暴力団等でないこと及び補助対象となる経費等の申請内容を確認するため、本申請に関する個人情報を市が警察その他関係機関に照会することについて同意します。

交付申請額			円
見積金額			円
補助金の対象 となる空家等	空家等の所在地		
	空家等の所有者		
	空家等になった時期		
工事機関	開始予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
施工業者	所在地		
	名称・代表者氏名		
	電話番号		
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 補助対象工事に係る見積書の写し ※1 <input type="checkbox"/> 補助対象空家等に係る登記事項証明書 ※2 <input type="checkbox"/> 補助対象空家等が所在する土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 空家等除却に係る同意書（様式第2号）（共有等の場合のみ） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

※1 補助対象とならない除却等を含む場合は、その区分が明確なもの。

※2 未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は評価証明書

年 月 日

上野原市長 宛

同意者

住 所

氏 名

電話番号

空家等除却に係る同意書

私は、次の地番の空家等について上野原市空家等除却費補助金の申請をするにあたり、申請者が当該空家等を除却することに同意し、空家等の除却について問題が発生した場合は、申請者と解決します。

なお、上野原市空家等除却費補助金の交付申請にあたり、空家等の所有者等の住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳及び市税等の納付状況を照会することについて同意します。

1 空家等の所在地

上野原市

2 申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	

3 申請者との関係

空家等の所有者の相続人

空家等の所有者

空家等の所有者以外の権利者

空家等の共有者

空家等が所在する土地の所有者

その他（ ）

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市空家等除却費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました上野原市空家等除却費補助金について、上野原市空家等除却費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定（却下）したので通知します。

以下のとおり交付を決定しました。

交付年度	年度
空家等の所在地	上野原市
交付決定額	円
その他	1 交付申請の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。 2 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 3 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。 4 この補助金は、申請の目的以外に使用してはならないこと。 5 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならないこと。

以下のとおり交付を却下しました。

却下の理由	
-------	--

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

申請者

住 所

氏 名

電話番号

上野原市空家等除却費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上野原市空家等除却費補助金について、申請内容を変更しますので、次のとおり上野原市空家等除却費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

空家等の所在地	上野原市
事業費	(変更前) 円
	(変更後) 円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考

「計画変更の内容」欄は、変更前と変更後が比較対象できるように記載しなければならない。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市空家等除却費補助金事業計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上野原市空家等除却費補助金について、次のとおり交付決定の変更を承認しましたので通知します。

空家等の所在地	上野原市
変更交付決定額	円
変更の内容	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

申請者

住 所

氏 名

電話番号

上野原市空家等除却費補助金事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた上野原市空家等除却費補助金の事業計画について、次のとおり事業の遅滞が生じたので上野原市空家等除却費補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

空家等の所在地	上野原市
遅滞等の内容	
遅滞等の理由	

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、上野原市空家等除却費補助金
事業計画遅滞等報告書について、上野原市空家等除却費補助金交付要綱第9条第4項の規
定により、次のとおり指示します。

空家等の所在地	上野原市
指 示 の 内 容	

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

申請者

住 所

氏 名

電話番号

上野原市空家等除却費補助金事業計画中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上野原市空家等除却費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、上野原市空家等除却費補助金交付要綱第10条の規定により届出します。

空家等の所在地	上野原市
中止（廃止）の理由	

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

申請者

住 所

氏 名

電話番号

上野原市空家等除却費補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった除却工事が完了しましたので、上野原市空家等除却費補助金交付要綱第11条の規定により、必要書類を添えて報告します。

空家等の所在地	上野原市
交付決定額	円
実施時期	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<input type="checkbox"/> 除却工事費の領収書の写し（施行業者が発行したもの） <input type="checkbox"/> 工事着手前、施工中及び工事完了後の状況写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市空家等除却費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、上野原市空家等除却費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

空家等の所在地	上野原市
交付確定額	円

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

申請者

住 所

氏 名

電話番号

上野原市空家等除却費補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号により確定を受けた補助金について、
上野原市空家等除却費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

空家等の所在地	上野原市	
交付確定額	円	
請求金額	円	
振込口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通・当座・その他（ ）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	